

子供権利擁護部会について

1 部会の設置目的

児童福祉法の規定により、都道府県知事は、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている（法第27条第6項、法施行令第32条）。

また、被措置児童等虐待に係る通告を受けて措置を講じたときは、児童福祉審議会に報告しなければならないとされており、児童福祉審議会は報告を受けた事項について意見を述べることができる（法第33条の15第2項、第3項）。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律、医療、心理、児童福祉などの専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、子供権利擁護部会を設置し、審議を行う。

2 部会の所掌事項

- (1) 児童相談所のとるべき措置等について諮問を受けて答申すること。
 - ・施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例
 - ・児童相談所長が必要と認める事例
 - ・子供の権利擁護専門相談事業において特に困難な事例
- (2) 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること。

3 参考（平成30年度（12月末現在）審議状況）

- (1) 開催回数
9回
- (2) 諮問件数
41件（内訳：新規28件、更新4件、その他9件）
- (3) 被措置児童等虐待に係る報告件数
受理報告17件（29年度分受理1件、30年度分受理16件）
調査報告18件（29年度受理分6件、30年度受理分12件）